

埼玉大学学務部学生支援課
学生生活支援担当

学生支援課では、みなさんの学生生活をトータルでサポートいたします。

“埼玉大生”として、生活するうえで知っておいて欲しいこと、気をつけていただきたいことを以下のとおりまとめましたので、必ずお読みください。もしも、トラブルに遭った場合や相談したいことなどございましたら、まずは、学生支援課へ相談ください。

(相談先)

- ・総合窓口 学生生活支援担当 048-858-3944
- ・学生生活全般、その他相談→ なんでも相談室 048-858-9258

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/

- ・健康相談 → 保健センター 048-854-5356

<http://www.saitama-u.ac.jp/hoken/hoken/index.html>

1. コロナ感染予防対策

埼玉大学では、新型コロナウイルス感染予防対策のため、「埼玉大学学生行動指針」及び「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を策定しました。

学生のみなさんは、「感染しない、させない」ため、これらに沿った行動を取るよう心がけてください。

【まとめ】新型コロナウイルス感染症への対応について：

https://www.saitama-u.ac.jp/news_archives/2020-0227-1726-9.html

(参考)

内閣府 新型コロナウイルス感染症対策：<https://corona.go.jp/>

2. 交通ルールについて

埼玉大学へ自転車で通学する際には、必ず以下の4点を守ってください。なお、自動車やバイク等で通学する場合は、学生駐車場の駐車許可申請の手続きが必要ですので、学生支援課で手続きを行ってください。詳しくは学生支援課のホームページを確認してください。

①自転車保険への加入

埼玉県の条例では、自転車保険への加入が義務付けられています。

自転車保険 入ってますか？
平成30年4月から
埼玉県では 自転車保険への加入が義務になります。

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車損害保険等への加入の義務付けを行うこととしました。

埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

平成30年4月1日施行 **埼玉県では 自転車保険への加入が義務になります!**

自転車事故の **高額賠償事例**
9,521万円 (神戸地方裁判所 平成29年7月)

Q なぜ義務化するの？
自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何が変わるの？

- ① **自転車利用者**
埼玉県内で自転車を利用する場合には、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
- ② **自転車を利用する事業者**
業務として自転車を利用する場合には、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外
- ③ **自転車貸付業者**
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
- ④ **自転車販売店・学校**
自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になります。

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしましょう!
埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

一般社団法人 埼玉県自転車防犯協会 <http://www.saijibou-3916.com/>

②学内に駐輪する自転車への埼玉大学駐輪許可証（ステッカー）の交付

令和5年4月4日及び5日(各日10時～16時)に全学講義棟3号館1階101講義室にて交付しますので、ステッカーを希望する学生は手続を行ってください。参加できない場合は、後日、学生支援課の窓口にて手続を行ってください。

③交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. ヘルメットを着用

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagosoku.html>

④迷惑駐輪・自転車放置の禁止

埼玉大学付近の私有地、公道、バス停留所付近、南与野駅付近の店舗（ベルク、しまむら等）、コンビニ、公共駐輪場等に無断で（長時間）駐輪している学生がおり、地域の方の迷惑となっていますので、絶対にやめてください。

3. サークル（学生団体）活動

埼玉大学には、サークル（学生団体）として登録された団体がおおよそ 150 団体あります。各サークルの情報は、学生支援課のホームページで紹介していますので確認ください。

課外活動団体一覧：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/ichiran/

・サークル等を装った団体の勧誘に気をつけてください。

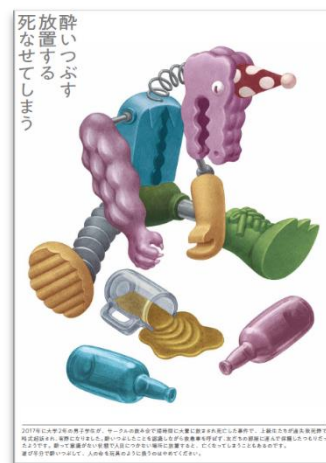
サークル活動を装って学生に近づき、宗教活動、政治活動またはマルチ商法等の勧誘があります。本学でも、過去に高額な投資用教材 DVD を買わされたという事例がありました。たとえ友人や先輩からの誘いであっても、しっかりと調査し、怪しいと感じた場合には家族や職員へ相談したりして充分注意してください。

学生支援課学生生活支援：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/seikatsu/

4. お酒の飲み方・20 歳未満の飲酒

20 歳未満の飲酒は禁止されています。また、学内での飲酒も禁止です。サークルの飲み会や仲間うちで 20 歳未満の時に飲酒を勧められることもあるかも知れません（一気飲み強要・アルハラ）。そんなときにはきっぱりと断りましょう。飲みすぎると、急性アルコール中毒になる危険性があります。最悪の場合は命を落としてしまうこともあります。悲しい事態にならないためにも、お酒にはくれぐれも注意しましょう。

（参考）特定非営利活動法人 ASK <https://www.ask.or.jp/>



5. アルバイトについて

アルバイトを行う場合には、事前に仕事内容や雇用条件等について求人側と十分に話し合い、納得したうえで仕事内容・雇用条件等が明示された雇用契約書（雇入通知書）を交わし、保管しておくことが大切です。トラブルを事前に回避するためにも、口約束ではなく、必ず書面で契約しましょう。試験期でもシフトの交代を認めてくれないなどのブラックバイトのようなことにならないように契約してください。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント


- 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- 3** アルバイトでも、残業手当があります
- 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- 5** アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
ほい！ ちろびろ
0120-811-610 月～金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
ネットサービス

詳しくはこちら→
労働条件相談ほっとライン
労働条件



アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

働き始める前、「最初に聞きたいこと」をきいておくことになり、会社から契約書など書類をもらい、労働条件をしっかり確認しましょう。特に次の5項目については必ず確認しましょう。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するかどうか（更新があるか、更新する場合は更新のしかたなど）
- ③ どこで働くことになるか（仕事をする場所、仕事の曜日）
- ④ 勤務時間や休みがどうなるか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、欠勤有給休暇の取扱いなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
- ⑥ 辞めるときの手続き（退職・解雇に関すること）

アルバイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、アルバイトなどの賃金について「賃金の支払日の原則」というルールがあります。アルバイトは、①通常で、会社都合、会社都合以外、②毎月1回以上、③一定の範囲内、支払日及び方法は任意ですが、また、アルバイトなどの賃金は必ず毎月支払うこと、「賃日賃金」が定められており、これより下回ることはできません。

【例外にも適用があります】
雇止めや定額給与などにより賃金の発生を停止したことを理由に、就業規則に基づいて、報酬として、本来受け取るべき賃金の一部が支給される場合があります（これを「給付金」とも呼ぶ）。
ただし、労働者（会社）は労働者としての権利を享受する権利を享受することはできません。1日の給付金は平均賃金の1/10分の半額を超えてはなりません。また、理由がなかった労働者停止をしたとしても、賃金の総額が一律支給前にあつた金額（労働者1ヶ月間の賃金）の1/10以下以下でなくてはなりません。

アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて労働させる場合は、事主はあらかじめ、労働時間（136（さぶろく）超え）を通知し、所定の労働基準監督署に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金（残業手当）が支払われます。

- ① 1日1時間または1週4時間を超えた場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※
- ② 1か月以上連続して超えた場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※

また、年長1時間から年長5時間まで、割増賃金は25%以上の割増賃金（残業手当）が支払われます。
※ 労働者10人未満の企業、従業員数は4時間

アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇は、あらかじめ定められた日に仕事を休んでも、賃金ももらえない状態のこと、いわゆる「無給」の1日です。労災有給休暇は、労災、パート、アルバイトなどの働き方に関わらず、次の条件を満たせば、取得することができます。

- ・連続して5日以上連続して勤務した上で、
- ・雇われた日から5日以上連続勤務し、
- ・決められた労働日数の8割以上出勤した上で

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に問わず、1日1回の通勤のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事が原因のけがや、通勤途中の事故で通勤中にけがは、健康保険を使えません。通勤で通勤するときに、急いで労災保険を使うことも申し出て下さい。通勤として労災保険は無料となります。また、仕事が原因のけががない場合は、アルバイト代ももらえない場合は、健康保険の対象となります。

アルバイトでも、会社都合で自由に解雇することはできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社がいままで自由に行えるというのではなく、社員の権利に照らして解雇が認められる理由が必要なのです。

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

アルバイトをして労働者など、労働関係で困った場合は、全国の厚生労働省労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。また、休日・土日の相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。

厚生労働省：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

・アルバイトの斡旋

アルバイト等の紹介および求人募集につきましては、学生アルバイト情報ネットワーク事務局の求人情報提供サイト「埼玉大学アルバイト紹介システム」でも紹介しております。

埼玉大学アルバイト紹介システム：<https://www.aines.net/saitama-u/>

6. ひとり暮らし、夜道のひとり歩きは危険（特に女子学生へ）

治安がいいと言われる日本でも、警視庁の犯罪統計データによると埼玉県は犯罪認知件数は全国ワースト第3位（令和2年度）です。少しの心構えで被害に遭わずにすみますので、以下の留意点を必ず確認してください。

（ひとり暮らし編）

◇見知らぬ人とふたりきりでエレベータに乗らない

降りる階を確認され、階段を使い追いかけてくるケースもあります。

◇出入り時に人がいないか確認

ドアが開く瞬間を狙っている不審者もいます。ひとり暮らしを悟られないように「ただいま」「ってきます」と言いながら出入りする習慣は大切です。

◇帰宅し玄関を開けた時、いつもと違う気配を感じたら家に入らない

人は殺気とか気配を感じるものです。クローゼット・トイレ・浴室に潜んでいることもあります。

◇宅配を装った不審者に注意

宅配業者には安易に解錠してしまうものドアスコープで確認し、「どなたからの荷物ですか」と聞くのが有効です。

◇2F以上の階でも必ず施錠

上階でも雨樋などを伝い簡単に登れます。真夏でも窓は開け放さず、カーテン・鍵は閉めるのが鉄則です。

(夜道のひとり歩き編)

◇ひとりで歩かない

基本です。複数人で歩く、自転車・バス・車等を利用しましょう。

◇22時以降の外出は特に危険

課外活動は、原則夜9時までには終了しましょう。

◇服装に気を配る

過度に露出の多い服装は避けましょう。

◇明るい場所・人通りの多い場所を歩く

遠回りになっても繁華街、街灯の多い通りを選びましょう。

◇早歩きを心掛ける

声を掛けられても立ち止まらない。怪しい人物には、しっかり顔を見ながらこちらから挨拶をするのも有効な手段です。

◇周囲に気を配る

スマホやミュージックプレーヤに集中しない。防犯ブザー・ポケットライトは必携アイテムです。

◇道順を決めない

毎日同じ時間、同じ場所を通って帰るのは避けましょう。

◇ルート上に夜間でも人が常駐している場所を確認

すぐ助けを求められる場所を確認しておきましょう。

(警察署、交番、消防署、ファミレス、コンビニ、新聞販売店など)



7. その他の注意点

- ・薬物は、絶対にダメです。

[薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」](#)

[厚生労働省ホームページ「薬物乱用防止に関する情報ページ」](#)

- ・大学構内は指定する喫煙場所以外は禁煙です。

20歳未満の喫煙は、「20歳未満の者の喫煙に関する法律」により違法行為です。

- ・大学構内での「盗難」に注意してください。

大学には、色々な人が出入りします。残念ながら、課外活動中に財布からお金を抜き取られるといった被害が実際に出ています。まずは、自己防衛（貴重品を肌身離さないようにするなど）の意識を持つようにしてください。

